

市外へ転出される方へ

転入届・そのほかの手続きのご案内

【転入届】

- ・新しいところに住み始めた日から、その14日後までの間に、引越し先の市区町村で転入届を行ってください。手続き方法・必要なもの等は、届出先にお問い合わせください。
- ・転出届に書いた転出予定日、引越し先、世帯主は、変更があっても転出届をやり直す必要はありません。転入届のときに正しい情報をご記入ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちの場合、転入届をする前に転出予定日から30日が経過するか、住み始めた日から14日が経過すると、マイナンバーカードが失効します。また、転出予定日から30日が経過していると、マイナンバーカードを使った転入届ができなくなる場合もありますので、事前に転入届出先にご相談ください。

【転出届の取消】

引越しを取りやめるときは、取りやめる方が転出証明書（転出証明書をもらわなかった方はマイナンバーカード）をお持ちの上、春日井市で取り消す手続きを行ってください。

【そのほかの手続き】

利用中の行政サービス等がありましたら、終了の手続きや返却が必要になる場合があります。代表的なものをまとめました。

対象者	春日井市での手続	担当課	新住所地での手続
印鑑登録をされている方	印鑑登録は転出予定日・転入日に廃止され、これらの前日までは印鑑登録証明書を取得できます。なお、使わなくなった印鑑登録証は返却または引越し後に破棄してください。	戸籍住民課 0568-85-6136	印鑑登録が必要な方は、新住所地で改めて登録手続きを行ってください。
国民健康保険に加入されている方	資格確認書等は、転出（予定）日以降は使わずお返しください。世帯主が世帯員を残して転出する場合は、引き続き住まわれる方の資格確認書を差し替えます。 （転出先が特別養護老人ホーム等の住所地特例施設の場合、引き続き春日井市が保険者となります。ご不明な場合は担当課へお問い合わせください。）	保険医療年金課 （国民健康保険） 0568-85-6156 （後期高齢者医療）	新住所地で加入手続きをしてください。特定疾病療養受療証をお持ちの方は、新住所地にご提示ください。
後期高齢者医療制度に加入されている方	資格確認書は、返却または破棄してください。	0568-85-6366	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
国民年金に加入中または年金を受給されている方	特にありません。	（国民年金） 0568-85-6160	住所変更届は原則不要です。住民票住所と異なる居所に通知書の送付を希望する場合は、新住所地を管轄する年金事務所にお問い合わせください。
子ども医療、障がい者（心身・精神）医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方	医療費受給者証をお返しください。	（福祉医療） 0568-85-6194	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
特定健診・後期高齢者健診受診券をお持ちの方	転出した場合は使用できません。		
緊急通報システムを設置されている方	機器の返却が必要ですので、担当課へお問い合わせください。		新住所地の市区町村にお問い合わせください。
春日井市整髪料補助券をお持ちの方	補助券をお返しください。	介護・高齢福祉課 0568-85-6182	要介護認定等を受けている方は、新住所地への転入日から14日以内に受給資格証明書をお持ちの上、手続きを行ってください。
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減認定証、訪問介護等利用者負担軽減認定証をお持ちの方	被保険者証等をお返しください。 （転出先が特別養護老人ホーム等の住所地特例施設の場合、引き続き春日井市が保険者となります。ご不明な場合は担当課へお問い合わせください。）		
子どもの予防接種券・高齢者肺炎球菌、带状疱疹及び妊婦に対する小児RS各ワクチン予防接種の案内はがき（兼接種券）をお持ちの方	転出した場合は使用できません。	健康増進課 （予防接種） 0568-85-6168	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
がん検診受診券及び乳がん・子宮がん検診無料クーポン券をお持ちの方		（がん検診等） 0568-85-6166	
歯科健診受診券をお持ちの方			

対象者	春日井市での手続	担当課	新住所地での手続
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	障がい福祉課 0568-85-6186	新住所地で住所変更の手続きを行ってください。
特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当・在宅重度障がい者手当・福祉応援券を受給中の方			
心身障がい者扶養共済制度に加入している方			
車椅子の貸与を受けている方			
自立支援医療（精神通院）を受けている方			
障がい福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	受給者証をお返しく下さい。		新住所地の市区町村にお問い合わせください。
児童手当を受給している方	転出に伴い、届出が必要です。	子育て推進課 0568-85-6201	新住所地の市区町村にお問い合わせください。申請が遅れると手当を受け取れない月が生じる場合があります。
児童扶養手当、県遺児手当、子ども福祉手当を受給している方	(児童のみが転出する場合も手続きが必要です。)		
母と子のしおりについている健診受診票をお持ちの方	転出した場合は使用できません。	こども家庭支援課 0568-85-6170	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
公立小中学校の転校手続	学校で在学証明書・転学児童生徒教科用図書給与証明書をお受け取りください。	学校教育課 0568-85-6441	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
水道のご契約者の方	水道を使用されない場合は希望日の3営業日前までに担当課で閉栓手続きをしてください。電話・インターネットでも受付します。 (時間の指定、土日祝日、年末年始の指定はできません。)	上下水道業務課 (お客様窓口) 0568-85-6411	水道の開栓については、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
し尿収集の登録をしている方	廃止や人員変更等の届出をしてください。清掃事業所・ごみ減量推進課・坂下出張所・高蔵寺ふれあいセンター・味美ふれあいセンターで受付します。	清掃事業所 0568-84-3211	し尿収集が必要であれば、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
春日井市のナンバープレートのついたバイク(125cc以下)をお持ちの方	ナンバープレート、標識交付証明書の返却手続きをしてください。	市民税課 0568-85-6092	新住所地の市区町村で手続きを行ってください。
犬の所有者の方	特にありません。(新住所地の変更手続きで、春日井市の犬の鑑札が必要となりますので、紛失している場合はお問い合わせください。)	環境保全課 0568-85-6279	新住所地で、所有者の住所および犬の所在地の変更手続きを行ってください。
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていた方	新住所地によって手続きが異なりますので、担当課へお問い合わせください。	多様性社会推進課 (レディヤンカすかい) 0568-85-4401	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
認可保育園を利用している方	退園届を利用している保育園に提出してください。保育園を利用できるのは原則転出日の月末までです。	保育課 0568-85-6202	新住所地の市区町村にお問い合わせください。

【引越して出たごみについて】

粗大ごみ、一時多量ごみは、ごみステーションに出すことはできません。クリーンセンター(0568-88-0247)へ事前に連絡し、直接搬入してください。

【市民税・県民税について】

市民税・県民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。したがって1月1日現在春日井市に住所があれば、春日井市で課税されることになります。(市民税課0568-85-6094)

【固定資産税・都市計画税について】

固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。毎年4月に所有者に納税通知書を発送しますので、転出後に再度住所を変更された場合は早めに連絡してください。(資産税課0568-85-6101)

【空き家について】

空き家の所有者や管理者は、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めてください。(住宅政策課0568-85-6572)

【幼稚園について】

転出後も引き続き同じ幼稚園の利用を希望する場合は、利用している幼稚園にお問い合わせください。(保育課0568-85-6202)